

第五十一回 参議院法務委員会 會議録 第四号

昭和四十年十二月二十七日(月曜日)

午前十時三十九分開会

委員の異動

十二月二十七日

補欠選任

館 哲二君
田中 茂穂君
鈴木 万平君
後藤 義隆君
九茂 重貞君
奥村 悦造君
中上川アキ君
近藤英一郎君

出席者は左のとおり。

委員長 和泉 寛君
理事 木島 義大君
松野 孝二君
稲葉 誠一君
山田 徹二君

委員

石井 桂君
岡村文四郎君
奥村 悦造君
後藤 義隆君
近藤英一郎君
鈴木 万平君
中野 文門君
中上川アキ君
中山 福藏君
丸茂 重貞君
大森 創造君
柳岡 秋夫君
野坂 参三君
山高しげり君
石井光次郎君

国務大臣

法務大臣

石井光次郎君

政府委員

法務政務次官 山本 利寿君
法務大臣官房司 塩野 宜慶君
法制調査部長 寺田 治郎君
最高裁判所長官代理者 長井 澄君
最高裁判所事務 矢崎 憲正君
総局総務局長 草場 良八君
最高裁判所事務 武居 二郎君
総局人事局長 細江 秀雄君
最高裁判所事務 増本 甲吉君
総局人事局長 増本 甲吉君

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

事務局長

常任委員会専門

増本 甲吉君

細江 秀雄君

武居 二郎君

草場 良八君

矢崎 憲正君

長井 澄君

寺田 治郎君

塩野 宜慶君

山本 利寿君

本日、の会議に付した案件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和泉寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部改正する法律案を一括して議題といたします。

両案についてはすでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行ないます。両案に対し御質疑のある方は順次御発言を願います。

○稲葉誠一君 この前、裁判官の報酬を上げたときに、上のほうの人が非常に上がって、まん中以下——と言うと語弊がありますが、そういうところの戦後の全期生の人たちですか、そういうところの上がりが非常に少ないというふうな不満が裁判官からだいぶ出たんですけれども、あのときは、どうして上のほうだけが上がって——上のほうだけが上がったという意味じゃないのですけれども、まん中以下というのか、そういう人の上げ方が足りなかったのですか。

○政府委員(塩野宜慶君) 昨年の給与改定のことに関する御質問でございますが、確かに、御指摘のように、昨年の給与改定におきましては、上位それから初任給がいずれもかなり高く増額されたにかかわらず、中間クラスの裁判官につきましてはアップ率が比較的に低かったでございます。それは、昨年は、臨時司法制度調査会の要求に基づきまして、初任給の引き上げ、それから管理職手当の本俸組み入れというふうな種々の給与制度の改善を行ないまして、それに伴いまして、給与の間隔、各月額の間隔、これを私ども間差額というふうに申しておりますが、この間差額を適正ならしめようというところで、上のほうと下のほうからこの整理してまいりまして、その結果、中間段階においてややアップ率が低いと、こういう形で整理を行なった次第でございます。

○稲葉誠一君 これは裁判官でも検察官でもそうだと思うのですが、あの当時、私が行きますと、相当不満があったわけですね、まあ不満と言うとあれですけども。そこで、今度の場合は、あれですか、そういう中堅クラスを上げるということを中心と考えたわけで、その手直しみたいなものは相当行なわれているわけですか。

○政府委員(塩野宜慶君) 今回の裁判官の報酬法、それから検察官俸給法も同じでございますが、

が、今回の両法律の改正の内容は、御承知のとおり、本年の八月十三日に人事院の勧告がございまして、これに基づきまして政府は一般職の職員についての給与改定を行なうことといたしまして、ただいま国会で御審議を受けているわけでございしますが、その一般職の給与の改定にないまして、裁判官の報酬、検察官の俸給についても同様な考え方で改定しようというのがこの案の内容でございます。したがって、今回は、昨年の給与改定と違ひまして、裁判官の報酬、検察官の俸給というものを特別に取り上げて改定しているという考え方はないのでございまして、一般職並みに裁判官の報酬、検察官の俸給も上げていこうと、こういう考え方で法案が整理されているわけでございします。

○稲葉誠一君 裁判官の人と話したときに、今度の報酬法では裁判官はアップにならないんだと、いってだいぶ悲観している人がいたわけですね。これはそんなことはないだろうと僕は話したのですが、上のほう、十九万円以上ですか、このところは上がらなかったのですか。そのところはどうかになっておりますか。

○政府委員(塩野宜慶君) 今回の報酬法、俸給法の改正におきましては、先ほど申し上げましたように、人事院勧告に基づく一般職の給与改定にならっております。したがって、一般職の給与改定が、いわゆる指定職の甲、これは、御承知のとおり、大学の学長とか、外局の長というふうなものがあるわけでございまして、この指定職甲につきましては増額の措置をとってないわけでございます。したがって、裁判官、検察官の報酬、俸給の月額におきまして、判事の特号、それから一号、二号——ただいま御指摘の十九万円以上の方でございますが、これにつきましては、一般職の取り扱いにならないうして、

このまま据え置くという方針をとったわけでございます。したがって、三号以下の裁判官、検察官の給与を改定する、こういう内容になっているわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、裁判官と検察官が、修習生を終わって任官したときは同じ給与なんです。それがこうたつに従って開いてくるのですか。その関係はどういうふうになっているのですか。

○政府委員(堀野宣慶君) 給与法上は、修習生を終わりました、検事に任官し、あるいは判事補に任官するその初任給は同じでございます。今回の改定によりまして、その月額がいくらでも三万五千円ということになったわけでございます。その後昇給の問題は、御承知のとおり、検察官につきましては法務省で担当しております、裁判官につきましては最高裁のほうで担当しております。昨年のこの委員会でも御質問を受けたわけでございますが、ほぼ同じように昇進しているというふうには考えられるわけでございますが、具体的に個々の人をとりますと、あるいは多少前後しているというものはあるかもしれません。

○稲葉誠一君 裁判官と検察官が初任給が同じで、同じ年限たつて昇給しているのだけれども、昇給の年限は同じとしても、率なんかは違ってくるのじゃないですか。ずっと同じに行くわけですか。

○政府委員(堀野宣慶君) 昇給いたします場合のそれぞれ次のランク、またその次のランクというその金額は、裁判官も検察官も月額は同じでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、実際には、裁判官のほうが、裁判官優位の原則があると、検察官よりも給与は上のほうに行くのじゃないですか。この点はどうなっているのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 御承知のように、判事補から判事になるには、やはり十年間の判事補の経験が必要でございます。そこで、判事の最初の初任給が八号俸でございます。こ

れが現行が九万二千五百八十円、こういうことになって、判事補の報酬は一号から十二号まで分かれておりますけれども、要するに判事の八号まで行くにはどうしても十年かかるということになります。関係上、判事の八号をこえて判事補が高い報酬をもらうことができないということになっています。したがって、この判事補十年間というものは、ここにありますが判事補一号から十二号までの報酬以上に上げられないということになります。で、検察官のほうのお取り扱いはどうか私どももあまり詳しいことは存じ上げておりませんが、これも、裁判所としては、それに頭を押えられて、そして十年間たつてはじめて九万二千五百八十円ということになるということになっております。

○稲葉誠一君 そうすると、検察官のほうは、十年たつと普通の場合はどういうふうになるのですか、同じところに行くわけですか。

○政府委員(堀野宣慶君) 検察官のほうは、初任からずつと上まで検事という一本でございます。で、十年間で途中を押えられるということはないわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、具体的には、十年たつとして、九万二千五百八十円よりも多いのですか少ないのですか。これは人によってもちろん違ふでしょうけれども、平均的に言った場合はどういうふうになるのですか。

○政府委員(堀野宣慶君) 私も、具体的に人事を担当しておりませんので、詳細にはお答えいたしかねますが、十年のところで中間に頭打ちがないということによって裁判官より上に上がっていくという事実はないと存じます。

○稲葉誠一君 裁判官より上に行くことはないのは別として、そうすると、いまの九万二千五百八十円よりも普通は下なんですか。

○政府委員(堀野宣慶君) 具体的な人事を承知いたしませんので、正確にお答えいたしかねますが、おそれなく下であると思えます。

○稲葉誠一君 裁判官が何年たつたら一号上がるというのと、検事官が何年たつたら一号上がるというのとは、ずつと段階は一緒なんですか、違うのですか。

○政府委員(堀野宣慶君) 検察官の給与の準則と申しますか、昇給の準則、これは法務大臣と大蔵大臣が協議してきめるところになっておりまして、一応の昇給の準則というものはあるわけでございます。これは一般にはおそれなく出していなものと存じますが、そういうものがございまして、それに従いましてあまり個人差のないように取り扱われているわけでございます。その点が、裁判官につきましては最高裁判所のほうで定められておるといふことになっておりますので、その準則の内容があるいは多少違ふかもしれません。が、実際の運用におきましては、さほど違った運用にはなっていないと心得ております。

○稲葉誠一君 そうすると、最高裁判所のほうでは、判事補になってなり、あるいは判事になってからの、ある年限たつたら上がるというのとは、ルールで定まっているのですか。それは検察官の上がり方と違うのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 最高裁判所の内部でその上を準則と申しますか、準則というものはございまして、いろいろと個人個人で、また能力等で違ふものではございますけれども、大体において最高裁判所の内部で定めて上げ、こういうことにいたしております。ルールはその点については特にございせん。大体においてそれほど検察官のほうとは差異はないというように聞いておられるわけでございます。

○稲葉誠一君 一般の公務員は、あれですか、法律で何年たつたら幾ら上がるということがきまっているのですか。

○政府委員(堀野宣慶君) 一般職の公務員については、一年ごとに上がっていくようになっておると存じております。

○稲葉誠一君 それは法律でもきまっているわけですか。

○政府委員(堀野宣慶君) 一般職の関係につきま

しては、所管でございせんので、正確にお答えいたしかねますが、一年間たつと一段上に上がれるということになっているようでございます。したがって、上がある人と上がない人というのは実際には生じないもののようにございまして。

○稲葉誠一君 裁判官が一年なら一年たつたら一号上がるのか、そういうふうないろいろなきめ方がある場合には、必ず全部の人が年数を経れば上がるのですか、あるいは、上がない人もあるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 同期の方々の能力等がまあほぼ同じということになりますれば、これは裁判官会議で同じように上げることになるのでございまして、中には病気がとかそういう点で長い間休んでおられるというふうなお方もあるわけでございます。必ずしも全部が一律ということではないように承知いたしております。

○稲葉誠一君 病気でほとんど出てこないというふうな形で上がるのがおくれるというのとは、これはまあわかるわけなんですけれども、裁判官でも、いわゆる考課表みたいなものをつくるわけでしょう、率直な話、それで、それが最高裁へ吸い上げられて、そこで何か序列でもないでしようけれども、いろいろなことをやって、そしてこの人は昇給させるべきでないというのをきめるのですか。これは内輪話で非常に恐縮ですけどもね。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 判事補の間では、そういうように格別に同期の者と違つた扱いをするような取り扱いはきわめてまれのように承知いたします。

○稲葉誠一君 あまり聞くのも悪から聞かませんけれども、なぜこんなことを聞くかというところ、裁判官が、とにかく事件を早く処理しよう早く処理しようというので、件数を上げることに非常に一生懸命なわけですね。それはまあそのことは必要なんだと思うのですけれども、そして、何カ月未済だ何カ月未済だといって、未済が長くなると困るからというわけですね。どうも最高裁がうる

さいんだ、とてもうるさくてしようがないから未済をなくさなければいかぬということで、非常に裁判を急がれる方があるわけですね。何かそれいろいろ統計をとって、最高裁に吸い上げられていくというらしいんですね。これは法務省でももうだと思ふのですが、検察官の場合は直接法務省には来ないかわりませんけれども、ことに現に裁判官の場合にいろいろな統計を最高裁に出すわけでしょう。どんな統計を出すわけですか。それが何か人事の考慮表みたいなものに現実にはなるのですか。とても気にしている人があるわけですよ、裁判官で。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) たといば、刑事関係について申し上げますと、これはいろいろの報告を徴しているわけでございます。しかし、報告を徴しておりますのは、事件関係については、もっぱら総務局、刑事局、刑事部についてです。総務局、刑事局でございまして。そして、その目的とするところは、たとえば刑事について申し上げますれば、贈賄事件、それから公職選挙法違反事件、それから特殊の大きな業務上過失致死傷事件等が、一体どのくらいの証人を必要とし、どのくらいの期間を必要としているか、それが一般の普通の事件の自白事件それから否認事件等と比べて審理期間にどの程度の差異があるか、そして公判期日の間にどのくらいの期間があるかという点にきまつて、実質的な刑事事件の処理状況を調査する。そして、場合によってはそれについて全国の裁判官会同へその資料を提出して、裁判官の会同で、どのようにして事件をすみやかに処理していったらいいかという点とにきつての資料を集める。また、内部では、何かそれについて特別に審理促進の方策がないだろうかどうだろうかという点も調査するということについては役立てておられますけれども、個々の裁判官がこれだけ事件をためておいて資料とは一切いたしてありません。

○稲葉誠一君 裁判官が十年たつと、いわゆる再任になるわけですが、あの場合はどうするんですか。一たん判事としての地位がなくなるわけですか。あるいは、なくなるのじゃなくて、そのまま引き続いて、いわゆる転職の自由とか、そういうようなものがなくなるのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 再任がされないでそのままですと、結局、そのまま身分がなくなるといふことに相なるわけでございます。しかし、従来の大体的運用の面では、その翌日から直ちに再任されているというのが実際の運用でございます。

○稲葉誠一君 その場合、あらためて辞令を出すのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) さようでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、十年目の再任のときには、本人がその裁判所なら裁判所にいたいといふことを言つても、その場合は、いわゆる裁判官の転職の自由がなくて、ほかに行けと言われればほかに行かなくては行けないのですか。そのところはどうかになっていくのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、十年目の再任のときを機として——と言つて語弊がありますが、いろいろの意味で裁判官の異動というかそういうふうなものが行なわれる、こういうふうなことに具体的にいふならばどう思うのですか、この人はやめてもらいたいといふのですか、まあ辞職を勧告したいというふうなときには、あれですか、再任のときに、まああまりよくない所——と言つて語弊がありますが、まあ本人の希望しないようにな所に再任しろというふうなことを言う。本人はそこに行くのがいやだ、結局やめるといふようなことでやめていくような例が率直に言うときと多いんじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 再任を契機にして名簿を出さないというふうな場合は、やはりその御本人が再任されるに値しないという点

を中心として考えますので、したがって、任地をへんびな所へやつて、そうして受けなければやめさせるといふような、俗に言つてみますればいやがらせの人事でやめさせるといふようなことは、比較的——ほとんどないようでございます。

○稲葉誠一君 私がよくわかりませんのは、たとえば再任の場合でも、この人を再任するに値するかどうかといふことの具体的な判断を、裁判官の場合、どこでどうやつてするのか、それが私にははつきりしないわけですが、それと判事補の間は同じように昇給していくといふしまして、それが判事になつてから昇給が、片方の人は昇給し、片方の人は昇給していないという差がだんだんできてくるわけですね。これは、裁判官の場合、そういう一種の考課といふんですか、そういうふうなものは、具体的にどこでどういふふうに行なわれているんですかね。私どもの聞くのは、たとえば一審ではなかなかかわらない。そうすると、控訴審に来るわけですね、民事でも刑事でも。そこで、一審の判決が大体そこで見られるわけですね。控訴審のほうで見て、「何だ、この判決は——」「何だ、この判決は」といふのは、ことばが悪いから訂正しますが、とにかく一審の判決がよくできていないとか、判断が誤っているとか、いろいろありますが、そういうことで控訴審でコントロールしていつてその裁判官のいわゆる考課といふんですか格づけといふんですか、そういうふうなものをやるんだといふことも聞いています。それが、それが一つ。それから、そればかりじゃなくて、裁判官会議とか何かやるんでしょうけれども裁判所の所長に、そういう裁判官の勤務評定というか、名前は何と言つたのですか、その人の成績というか、判断する権限を与えて、所長が最高裁のほうへ上申する、こういうふうな行き方もとっているんですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) これは、裁判官といふのは、御承知のように、現在のところは大体においてキャリアの多い方が多いでございます。そこで、十年の判事補の年月を経て、

判事に任命された方、それから判事に任命されてから相当の間公判をやつておられる方につきましては、おのずからお互いの中でそれぞれ評価が出てまいります。これはもう御承知のように、一つの職域の中で仕事をやっておりますと、それぞれそれに応じてお互いの間に評価が出てくるわけでございますが、そういうふうな一つの評価がおのずから長い間のうちに出来てまいります。そして、それがお互いの裁判官仲間の評価、それがおのずから所長のほうにももちろん伝わりますし、所長自身も独自の立場で評価をしておられることになるわけでございます。そういう一評価は、一審でもございまして、また、いまおっしゃいました控訴審で一審の判決を見ておつた場合もございまして、そういうふうな一評価、二審、それを通じまして全体の評価というものがおのずから出てまいつた結論というものが最高裁判所のほうにももちろん伝わつてまいります。そして、裁判官会議でその点について論議されておきめになる、こういうことになるわけでございます。

○稲葉誠一君 それは自然に最高裁のほうへ伝わっていくんですかね。そのところはどうか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 具体的なことになりまして、なんでございまして、けれども、それはおのずから申し上げるのが一番適当じゃないかと思つてございまして、あるいは長官所長会同というのがございまして、そういうのを機会に伝わることもございまして、また、高裁長官の事務打ち合わせという会議がございまして、それで伝わる場合もございまして、また、最高裁の裁判官が年に一、二回出張されると、そういうときにおのずから伝わつてくる場合もございまして、また、人事局長のところに伝わつてくる、また、事務局長のところに伝わつてくる、いろいろな伝わり方がございまして、そういういろいろな形から入つてまいります。一つの会議でこういうことがきまるということはない、これが

実情のように承知いたしております。

○稲葉誠一君 まあそういう点はあまり内部のことですから聞きませんけれども、やり方によって裁判官の独立というものを何か害するような問題が起きてくるのではないかと、これを私はおそれるわけですが、それは最高裁判部の問題で、やめておきますが、もう一つの点は、簡易裁判所判事の方は何人ぐらいおいて、前歴——と言ふと非常に語弊がありますが、それを分けると、どういふふうになるのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 今年の七月の数字について申し上げますと、定員が七百三十一名でございまして、実員は七百十九名、そうして欠員が十二名というところに相なっております。そして、これは少し日にちが前後いたしました統計でございすけれども、大体におきまして、判事、判事補、検事、弁護士、それから特別任用の簡易裁判所の判事、こういうように出身を分けることができるのではないかと、こういうように思ふわけでございます。——数字について申し上げます。

○稲葉誠一君 はい。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) これは三十九年十二月の統計でございすけれども、判事出身が四十七名、判事補出身が百五十五名、検事出身が十八名、弁護士出身が七十四名、それから特別任用の簡易裁判所判事が四百五十五名ということに相なっております。

○稲葉誠一君 副検事のほうは、いま何人ぐらいいて、その前歴というふうなものはある程度わかりますか。

○政府委員(塩野宣慶君) 副検事は、ただいま定員が七百六十二名でございます。現在員としては、これも少し古い資料でございすが、本年十月一日現在で実員が七百五十六名がいて、欠員が六名というところでございす。

その前歴につきましては、検察事務官出身が圧倒的でございます。約九割が検察事務官出身でございます。そのほか、出身別に見まして比較的

多いのは、警察官出身が二十三名ほどあります。それから法務事務官出身が十八名、それから裁判所の書記官出身が現在では八名ございす。おもなところはさうなところでございまして、中で警察官とそれから裁判所関係、これは以前にはもう少し多かったものでございすが、現在のところ多少減つております。

○稲葉誠一君 簡易裁判所判事の特別任用の四百五十五名というのですが、これは各地裁なり家裁の事務局長を経験した人がそのうちの程度おるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 事務局長とだけでは統計を実はとっていないのでございすけれども、裁判所事務官——この中にはもちろん事務局長の経験のある者もあるわけでございますけれども、裁判所事務官の中から選考試験を受けて合格した者の数が総計九十五名ということに相なっております。

○稲葉誠一君 そうすると、四百五十五のうち、裁判所関係九十五名という、ほかはどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) ただいま申し上げましたのが裁判所事務官から選考試験を受けて簡易裁判所判事になったものでございすが、そのほかは、裁判所書記官から選考試験を受けて簡易裁判所判事になった者が二百十八名ございす。それからそのほか、家庭裁判所調査官から選考試験を受けて簡易裁判所の判事になった者が三十九年十二月末では十名ございす。それから行政官から簡易裁判所判事の選考試験を経てなったものでございすが、六十二名ございす。弁護士からなりましたが、五名ございす。それからそのほかが十五名ございす。分類は大体以上のようなことになっております。

○稲葉誠一君 弁護士からなった者が七十四名という話ではなかったですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) ただいま

申し上げております弁護士は、特任の簡易裁判所判事が五名ということでございます。

○稲葉誠一君 この数字を見てわかるのですけれども、この前家庭裁判所に行つて調査官の人と会つていろいろ話しましたら、調査官の人の中で簡易裁判所の判事を希望する。ところが、一次試験には受かるというんですね。一次試験は受かるけれども、二次試験では全部落とされてしまふ、こういうことを言つて非常に不平を言っているわけですね。これを見ると、やはり数字の中では家裁の調査官は十名しかないわけですから、そういうふうになるかとも思ふのですけれども、家裁の調査官が簡裁の判事になるという希望は現実問題としては少ないのじゃないかと思ひますけれども、受けた人は、一次は受かるけれども、法律が何かでどんどん落とされてしまふということを言つておりますけれども、そういう具体的な事実はあります。何名受けて何名受かるか。家裁調査官はあまり受けません。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 御承知のように、家庭裁判所調査官は、採用時に人事院の国家公務員上級甲種試験に相当する厳格な試験を受けて裁判所に入つてまいります。これは稲葉委員十分御承知のとおりでございすが、そこで入つてまいります者が、社会学、心理学、教育学といふことのエキスパートが非常にむずかしい試験を受けて入つてまいるわけでございます。したがって、いわゆるプロベクション・オフィサーとしての知識は十分持っているわけでございますが、しかしながら、他方、簡易裁判所判事の選考試験では、憲法、民法、刑法、それから民事訴訟法、刑事訴訟法、この五つについて非常にむずかしい試験があるわけでございます。家庭裁判所の調査官は、比較的この法律面での試験の合格率はよくないようでございます。試験に合格いたしまして、その後口述試験というものが簡易裁判所判事選考委員会で行なわれるわけでございます。実は私初めて人事局長として立ち会つたのでございすけれども、なかなか専門的なむずかし

い口述試験を受けることになりまして、あの司法科試験の口述試験と比べて決してそれに劣らない程度の非常にむずかしい内容の口述試験をいたします。この口述試験で、実際に見ておきますと、なかなかむずかしくて答えにくい。そうして、その関係でとにかく法律面で十分に勉強しておりませんと落ちる可能性が非常に多いということとは、はつきり私の経験から申し上げることができるとは、はつきり思ふわけでございます。

○稲葉誠一君 家裁の調査官は特殊な試験を通過する——特殊な試験といひますか、特殊な研究なんかもしている人も多いし、また、そういうものもありますけれども、普通の大学の法学部を出た人がほとんどじゃないかと思ふのです。ぼくの接している範囲では、ですから、家裁でそういう専門的なことをやっている関係があつて、簡易裁判所の判事としては採らないほうがいいというか、そういうような方針でもとっているのですか。そういうことはどうでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 稲葉委員がお接しになる家庭裁判所調査官は法学部出身いたしました。と、相当年輩の方じゃないかと、こういうふうな推測するわけでございますが、いまの家裁調査官の層は、ほとんどが法学部以外の出身の方が多うございす。そして、年輩のお方になりますと、いまだに憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法といふものを勉強し直すといふことが非常にむずかしいものを勉強し直すといふことが、勉強してもなかなかそれを表現され、覚え込まれるのが困難だということになるわけでございます。しかし、家庭裁判所調査官と裁判所書記官出身の方々とを試験において別な扱いをするといふことは、これは絶対にございせん。

○稲葉誠一君 そうすると、家裁の調査官がずっと上まで行つた場合と、簡裁の判事が行つた場合とでは、相当給与が大幅に——全然号俸は別ですけれども、ずいぶん違ふわけですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 家庭裁判所の調査官の報酬とそれから簡易裁判所の裁判官

の報酬とを比べますと、これはどうしても簡易裁判所の裁判官の報酬のほうが高いということになるのは当然のことと存じますが、他面、裁判所書記官と家庭裁判所調査官との俸給を比べてみますると、これは裁判所書記官よりも家庭裁判所調査官のほうが一般的に言つて高いということは申し上げることができると存じます。

○稲葉誠一君 家庭裁判所に行きますと、これは率直な話、裁判官が本務でやっていると兼務でやっているとを比較しますと、兼務でやっておられる方のほうが——東京なんかは別ですけれども、東京とか大阪とか家庭裁判所が専属にあるところは別ですけれども、そうでない地方は、兼務でやっているとこのほうが実際には多いのですか。そこはどうなっていますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) ただいまの御質問でございますが、全国の家庭裁判所で十四カ庁が独立の家庭裁判所として、その十四カ庁の独立の家庭裁判所は専任の裁判官が少年事件及び家事事件を担当しております。そのほか、所長が兼任庁の家庭裁判所におきましてもなるべく家事係あるいは少年係は一名ずつは専任の裁判官を置いていただくといいふに私どものほうでは希望しておりますし、また、現場でも大体そういうふうになされているところが多いと思ひますけれども、中にはやはり地裁民事、刑事と兼務で事件を担当しておられるところがあると存じます。

○稲葉誠一君 こまかいことは聞きませんけれども、実際にはその家裁の判事が一人いると、そのほか若し判事補の二人くらいが家事事件を持つという形にして配点をきめて三人ぐらいでやっておられるというのが多いのじやないかと思ひますが、まあ場所によるかと思ひますけれども、全体的には、そうして専属の家裁の裁判官でも、家事審判、家事調停があつて、そちらのほうが非常に忙しい。ですから、少年事件の場合には、率直な話まあ調査官まかせ——と言つて語弊がありますけれども、記録などもあまり読んでおられ

ないで、審判の場所で記録をひっくり返して読んでいるというのが相当あるように思われるので、調査官の中では、裁判官が家事事件、少年事件に對してあまり熱がないといつて非常に不満を持っている人もいるわけですね。実際には公判の合間か何かで陪席の若い人がちよつと出てきて、審判をやるといふのも実際にあるし、それから所長がやる場合には、とにかくやつたつて延期、延期が多かつたりなんかして、ほかの仕事で延びてしまつたわけですね。所長に審判をやらせる、家事調停をやらせると、かえつて当事者が迷惑するといふようなものも相當あるのじやないかと思ひます。いづれにいたしましても、家裁の調査官が相當簡易裁判所の判事にあるならば、家裁の調査官にある程度の家事審判権というか、そういうものを認めるという行き方は考えられませんか、これは限定してね。家事審判でも、少年審判でも、限定してすけれども。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) ただいまの御質問の点でございますが、昭和三十三年と思ひますが、当委員会におきましても、ちよつとだいたいま稲葉委員からの御質問と同じような御質問が出まして、当時、私どももいたしまして、家裁の調査官のレフュリー制度を、ある程度審判に關与させてはどうかという問題を考慮し、検討するといふことをお答えいたしましたわけでございますが、現在もやはりレフュリー制度の問題につきましては、私どもも研究をいたしておる最中でございます。

○稲葉誠一君 裁判所の書記官や事務官が簡裁の判事になれる道があるとすれば、家裁の調査官もそういうふうな形が同じような道が開かれると、非常に張りが出てきていいんじゃないかと、こう思ひますが、これはなかなか裁判制度の問題等、むづかしい点はあるかと思ひますが、実際、率直な話を言つと、家裁の調査官のほうが、これはこんなことを言つとあれですけれども、裁判所の書記官より学歴は上と上なですすね。学歴だけで判断してはいけませんけれども。そういう

ような点があつて、家裁の調査官と裁判所の書記官はあまり仲がよくないといふようないろいろあるがあるんですね。それは別として、そういう道も開くことは、相當考えなければいけないのじやないかと、こう思ひます。

もう一つの問題は、書記官で首席書記官とか主任書記官といふのがおりますね。あれは管理職手当なんかがついて、一般の書記官よりもいいわけですね。何と何に管理職手当がつくんですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎盛正君) 裁判所書記官と家庭裁判所調査官との学歴等でございまして、けれども、裁判所書記官は数が多いので、学歴等の全体的な比較においては、調査官から比べますと少し劣るというふうなこともあるかもしれせんが、しかし、裁判所書記官の中にも、家庭裁判所調査官と比較してしまつてしまつても劣らない学歴を持つてゐる者もございまして、そういう点は、全体的な点ではそうかもしれせんけれども、個々の場合に当たつてまいりますと、裁判所書記官の中で非常に学歴の高い者があつたといふことは御了承いただきたいのでございまして。

それから管理職手当でございすけれども、管理職手当は、首席書記官、主任書記官、これが四等級以上の者につきまして管理職手当がつくといふことに相なつております。

○稲葉誠一君 それはすつと前からつたのじやなくて、近年特につくようになったんですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎盛正君) 主任書記官につきましては近年でございまして、首席書記官につきましては前からつておる、こういうことになつております。

○稲葉誠一君 いまの学歴の点は、ぼくは別に聞くべきじやなかつたかと思ひます。この点は、深く考えないでいただきますと思ひます。

それから、檢察官のほうは、あれですか、檢察事務官なり何なりには、いま言つたような管理職手当に相當するものはどういふ面につくわけですか。これは公安職になつてゐるものが全部ではないわけでしょう。全部公安職になつてゐるわけですか。

か。

○政府委員(堀野宣慶君) お尋ねがちよつと錯綜しましたように思ひますが、公安職になつてゐるかどうかといふ問題と管理職手当とはまた別の問題でございます。

管理職手当のほうにつきまして御説明いたしますと、最高檢察庁では、事務局長それから課長が管理職手当がついております。高検におきましては、事務局長と課長と支部の課長、それから地検では、事務局長と、それから課長の中の一部、これは人事院が定めることになつておりますが、それと、同じく支部の課長、これも人事院が定める者、それから区検の課長のうち人事院の定める者、こういうことで、事務局長で申しますと、最高検の事務局長が一種、それから高検の事務局長が二種、地検の事務局長が三種といふことで管理職手当のパーセンテージがそれぞれ違つております。課長の場合にはまた違つております。

○稲葉誠一君 公安職は全部なつてゐるわけですか。管理職とは關係なくて、一般の檢察事務官のほうは。

○政府委員(堀野宣慶君) 檢察庁の職員は、公安職の()の俸給表といふものを原則として適用することになつております。ただ、それからはずれますのは、たとえば最高検の事務局長、これは行政職の()の俸給表を適用する、こういうことになつております。これは、おそらく、一線の檢察事務に従事するといふよりは、もつぱら管理事務に従事するといふことからさうなことになると思ひます。そのほかに、東京と大阪の高検の事務局長、これが暫定として行()のほうになつております。

それから、規定をいたしましては、檢察庁の職員でございまして、もつぱら庶務、会計といふものに従事する者は公安職ではない、かようなことになつておりますが、御承知のとおり、檢察庁の職員の場合には、事務職員でありまして、特別の事件の場合には常に檢察官とともに出勤する、あるいは、宿直の場合には事件報告を受け、

現場出勤するということな仕事をしておりますので、もっぱら庶務、会計に従事するという者はほとんどないわけでございます。かりにあるといたしますと、事務官に採用されたばかりで、まだほんの見習いで、検察関係の事務に使つて、まだきないというふうな段階の者につきましては、まあここに言う庶務、会計等の事務に従事するということになるかと思ひますので、そういう者につきましては行政職の表に該当する、こういうことになっております。

○稲葉誠一君　そこで、公安職になったからということで勤務時間が長くなったのですか。あれはどういうのですか。

○政府委員(堀野宜慶君)　公安職の場合には、行政職よりは勤務時間が多少長いという事実はあります。

○稲葉誠一君　公安職になると、職員組合はつくれないのですか。

○政府委員(堀野宜慶君)　必ずしもさうなことはないと思ひます。

○稲葉誠一君　現実には、検察庁の場合、いままで組合があつた。それを、公安職にして、いままでより待遇をよくしたということ引きかえに、引きかえと云うことが悪ければ、それと関連させて組合がなくなったということではないんですか。

○政府委員(堀野宜慶君)　引きかえにということではないと思ひますが、それとほとんど時期を同じくして組合がなくなったという事実はございます。

○稲葉誠一君　それは、引きかえになるかどうか議論はありますけれども、とにかく検察庁の職員なんか、待遇をよくしてもらうために組合をなくした、ところがやってみたら結局ちつとも現実にはよくならないということ、何といひますか、やはり組合があつたほうがよかつたのじゃないかという意見も相当あるわけですね。これは検察庁内部でそんなこと言つてたいへんだから、押えられているのかもわからないけれども、そういう空気があることはあるわけですね。

それから、話は別ですけども、いま言ったように、首席書記官なり主任書記官という形になってきますと管理職手当がついて相当待遇がよくなる。そういうことからして、簡裁の判事になるよりは首席書記官や主任書記官でいたほうがいいんだというふうな空気といひますか、そういうことを言う人が相当あるんですけれども、その一つの理由は、簡裁の判事になると、そのなつたときにその裁判所に置かないで、非常に遠い所に飛ばされる——と云うことばは悪いですけども、俗に言う飛ばされるというか、簡易裁判所の判事になったときにその裁判所の付近やその裁判所に置かれなくて、相当遠い所にやられる。全然離れた遠い所にやられるわけですね。それではかなわない、子供の教育やなんかからいっても。それがいいんだ、こういうことを言う裁判所の書記官やなんかも相当あるんですけれども、それはそういうふうな空気があるんですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎正雄君)　最初選考試験を受けて簡易裁判所判事に任命されますと、司法研修所で研修を受けまして、それからさらに今度は出身庁の本庁に帰りまして、実際に先輩たちから仕事を教わりまして、そして自分自身におられるわけでございますが、しかし、その後にはやはり全国の欠員状況等に依りましてそれぞれ異動してもらつたということになります。したがって、簡裁の判事になったときに、そのままで勤務していた庁で必ずしも補職しないということ、いま稲葉委員の御指摘になつたとおりでございます。

それからもう一つ、俸給の点でございますけれども、首席書記官につきましては、御承知のように二五%の管理職手当がついてるわけでございます。それから主任書記官につきましても、あるいは二〇%あるいは一五%というふうな管理職手当がついてるわけでございます。しかし、この

主任書記官というのは比較的年齢がそう高くない者が主任書記官にはたくさんおりますし、また、主任書記官から簡易裁判所判事に任命された者につきましては、先ほど御指摘がありましたような俸給面で現在よりも低くなつたというふうなことは、これはもう絶対でございます。要するに、主任書記官としてもらつていた俸給額と、今度新たに任命される簡易裁判所判事の俸給とをそれぞれ対比いたしました、そうして上のほうの報酬を主任書記官から簡易裁判所の判事になつた人には格付けするようにするというのが慣例でございます。

午後一時八分開会
○委員長(和泉寛君)　ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。両案に対し御質疑のある方は順次御発言を願います。

○稲葉誠一君　引き続きでありますが、これは法務大臣のおられるところでちよつとお聞きしたいのですけれども、法務省内部でたとえは検事長だとか検事正が相当古い方もやつておられるわけなんです、昭和何年の人が検事正に何人ぐらいいるという大体のことはわかりませんか。

○政府委員(堀野宜慶君)　ただいま、何年組が何人という資料を手元に持つておりません。検事正で一番新しいところは、昭和十三年に司法修習生になつたという者が一番新しいものでござい

○稲葉誠一君　それで、現場へ行きますと、いま言つた十三年組が一番新しいのですけれども、十四年、十五年、十六年、十七年ですか、そこら辺がもう非常に数が多いわけですね。数が多くて、それで上のほうがつつかえていくものですか、それともやした空気が相当あるわけですか。こんなことを言つちやいけないんですけれども、検事仲間では、国会のほうでもっと検事正なり検事長クラスの人事というものの若返りというか、そういうようなものを徹底的にやつてもらいたいという空気をだしてくれないか、そういうことを言う人もあるのですけれども、これは内部の話ですけども、いずれにいたしましても、元來、検事長、ことに検事正なんか、何力所もやつて相当古い方がおられる。新陳代謝をはかつたら、検察庁全体の士気の高揚という形にもいいんじゃないかと考へるわけですね。差し出がましいことを言うわけではございませんけれども、そういうこともござい

○委員長(和泉寛君)　速記をとめて。
○委員長(和泉寛君)　速記をつけて。
議事の都合により、暫時休憩いたします。
午前十一時三十五分休憩

きたい、こういうふうに考えます。一言何かあれ

ば、おっしゃっていただいてけっこうだと思ひます。

○國務大臣(石井光次郎君) 檢察官というものは、動く範圍が非常に狭いものでございますから、どうしてもいまおっしゃたようにだんだん古くなつていく傾向を持つと思つたのでございまして、ただ、あまり若い者ばかりでもならぬといふ心持ちもありますけれども、そのところがかね合ひのところでございます、いつまでも古い人だけがやつておりますと、水が濁つてしまふといひまするか、そういうおそれがありますので、十分そういうことを考へてやつていくことが大事なことだと思つたのであります。検事総長などともよく相談いたしましてその道を開いていきたいと考へております。

○委員長(和泉覺君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(和泉覺君) 御異議ないと認めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、館哲三君、田中茂穂君、鈴木万平君、後藤義隆君が委員を辞任され、その補欠として丸茂重貞君、奥村悦三君、中上川アキ君、近藤英一郎君が委員に選任されました。

○委員長(和泉覺君) それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(和泉覺君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して問題に供します。

両案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(和泉覺君) 多数と認めます。よつて、両案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(和泉覺君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十九分散会

昭和四十一年一月八日印刷

昭和四十一年一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局